

(別紙1) 本人からの請求に基づく情報開示に係る委託契約の条項の例

- ※1 健康増進事業実施者（甲）が、実施機関（乙）に健康診査の業務の全部又は一部について委託する場合を想定。
- ※2 なお、特定健康診査に関しては、別紙2を併せて確認されたい。

(本人からの請求に基づく情報開示)

- 第〇条 第●条の規定に基づき甲の委託を受けて乙が実施した健康診査について、乙がその健康診査の結果に係るデータを有している場合には、乙は、健康診査の受診者本人の請求に基づき、甲を経由せず、当該データを当該本人に対して開示することができるものとする。
- 2 前項の規定により開示を行う場合の費用については、乙が受診者本人から徴収するものとする。

(考慮要素)

実施機関から自身の健康診査の結果の提供を受けられることにより、自らの健診結果等情報を確認しやすくなり、生涯にわたる健康の増進に向けた自主的な努力を推進できる環境が整備される。実施機関から当該情報の提供を受ける場合として具体的には、受診者本人が過去の健康診査の結果を紛失してしまった際に、実施機関に健康診査の結果の開示を請求する場合等が想定される。

他方で、健康増進事業実施者の委託を受けて実施機関が実施した健康診査の結果に係るデータについては、特に定めのない限り、委託元である健康増進事業実施者の保有個人データ(※)となる。したがって、委託先である実施機関が本人からの開示請求に基づき当該データを開示するためには、健康増進事業実施者が実施機関に対し、自らの判断で当該個人データの開示等を行う権限を付与していることが必要であり、上記のような条項を委託契約の中に設けて明記することが望ましい。

なお、「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」(平成16年厚生労働省告示第242号)の「第五 健康診査の結果等に関する個人情報の取扱いに関する事項」の3に定めるとおり、健康増進事業実施者は、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、当該個人情報について安全管理措置が適切に講じられるよう、委託先に対し必要かつ適切な監督をしなければならないことに留意されたい。

また、上記の情報開示請求に係る規定については、健康診査実施後の一定期間は本人からの請求があることが想定されることを踏まえ、必要に応じ健康診査の実施に係る業務委託契約とは別に契約期間等を定めることが望ましい。

※個人情報保護法(平成15年法律第57号)において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、本人又はその代理人から請求される開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の全てに応じることができる権限を有する「個人データ」をいう(ただし、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるもの又は6か月以内に消去することとなるものを除く。)